

平成二十六年六月十三日提出
質問 第二一八号

ニホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府の取り組みに関する質問主意書

提出者 中根 康 浩

二ホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府の取り組みに関

する質問主意書

この数年の二ホンウナギの稚魚であるシラスウナギの不漁にともない、二ホンウナギの資源絶滅が危惧され、六月十二日に国際自然保護連合が、絶滅危惧種に指定した。さらに、二〇一六年のワシントン条約会議において取引規制の対象となる恐れが生じつつある。

仮に、ワシントン条約において二ホンウナギの国際取引が規制された場合、日本国内の養鰻業など、ウナギ関連産業のみならず、日本独特のウナギ食文化にも大きな悪影響がもたらされる恐れがある。

従って、政府として、ワシントン条約において保護対象となり取引規制の対象となることを避けるべく、全力を傾注していくべきと考えるが、取引規制の対象となることを回避するため、行える施策としてどのようなことがあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。